

元京交協第52号
令和元年10月18日

京都府交通対策協議会各実施機関の長 様

京都府交通対策協議会会長
京都府知事 西脇隆俊
(公 印 省 略)

令和元年年末の交通事故防止府民運動の推進について（依頼）

平素は、交通安全対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会交通安全対策部会各専門委員により、別添のとおり「令和元年年末の交通事故防止府民運動実施要綱」が決定されました。

つきましては、貴機関におかれましても、当該運動の趣旨を御理解の上、実施要綱に基づく効果的な取組を推進していただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局	京都府府民環境部 安心・安全まちづくり推進課内
電話	075-414-4367
FAX	075-414-4255
E-mail	h-yano23@pref.kyoto.lg.jp

令和元年

年末の交通事故防止府民運動

実施要綱



運動の目的 広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。



運動スローガン

『 古都の暮れ 気遣う心と 待つゆとり 』



実施期間

令和元年12月1日（日）～12月20日（金）までの20日間



運動重点

- ◇ 夕暮れ時における歩行者の交通事故防止
- ◇ 二輪車の交通事故防止
- ◇ 飲酒運転の根絶



京都府交通対策協議会

夕暮れ時における歩行者の交通事故防止

- ◇ 運転者は、夕暮れ時には、早めの前照灯の点灯を励行しましょう。
- ◇ 地域・職場では、夕暮れ時の早めのライト点灯の周知徹底を図りましょう。
- ◇ 歩行者は、夕暮れ時や夜間に外出する場合は、明るい目立つ色の服装で、靴や持ち物等に反射材を付け、運転者から発見されやすいようにしましょう。
- ◇ 職場・家庭・地域等では、反射材の有効性を知らせる広報・啓発活動を実施し、反射材用品の積極的な着用を推進しましょう。

二輪車の交通事故防止

- ◇ 二輪車運転者は、二輪の特性を理解して、カーブや下り坂、濡れた路面等では十分に速度を落とし、交差点では、右折・直進事故や左折巻き込み事故等の防止のため、安全確認を徹底しましょう。
- ◇ 二輪車運転者は、交通事故の被害軽減のため、グローブやブーツ（運動靴）等の安全性の高い服装や、ヘルメットの正しい着用やプロテクター等の着装に努めましょう。
- ◇ 集団ツーリングでは、参加者が互いに目を配りながら、無理のないペースで走行するとともに、適宜休憩をとり、安全運転を心掛けましょう。
- ◇ 事業者や安全運転管理者は、二輪車を利用する従業員に対し、安全に運転するための基本事項を再確認させ、技能と知識の向上にむけた安全指導を行いましょう。
- ◇ 実施機関等では、二輪車運転者の交通マナー向上のため広報啓発活動を積極的に実施しましょう。

飲酒運転の根絶

- ◇ 職場、家庭、地域等では、飲酒の機会が増えるこの時期をとらえて、「飲酒運転の悪質性・危険性」や「社会的責任の重大性」「命の尊さ」などを話題に取り上げ、飲酒運転を絶対に許さない社会環境づくりに努めましょう。
- ◇ 職場、家庭、地域等では、飲酒を伴う会合の際は、公共交通機関、タクシー、運転代行サービス等の利用、又は、家族に送迎を依頼する等帰宅方法について決めておきましょう。
- ◇ 実施機関等では、酒類販売店、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携し「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。
- ◇ 自動車運送事業者は、アルコール検知器の使用により点検時の確認等、飲酒運転の根絶に向けた取組を実施しましょう。